

広島市規則第28号

令和8年3月27日

広島市保健センター使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市保健センター使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島市保健センター使用料及び手数料条例施行規則（昭和25年4月4日広島市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行った健康診断に係る特別診断書料については、なお従前の例による。